

1 目的

宮崎市で生活保護を受給している被保護者及び「宮崎市自立相談支援センター」の相談者等の子どもに対し、家庭や学校以外の「居場所」の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行うとともに、学習支援や進路相談を行い、高校進学や高校中退防止を目指すなど、子どもたちがその置かれた状況にかかわらず、将来への夢をもって成長し、社会的自立への一歩を踏み出せるよう支援することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 宮崎市子どもの居場所づくり事業（通称：コラッジョ）
- (2) 場所 宮崎市宮田町6-27 田中OAビル4階
- (3) 内容 別紙「宮崎市子どもの居場所づくり事業 業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない法人が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する法人からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 プロポーザル方式及びその理由

広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5 委託見積の上限額

- (1) 本業務の見積上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

委託料：7,298,500円

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、別紙仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様書を定め、見積書の提出を求めます。また、契約に際しては、宮崎市議会令和6年3月定例会において本事業に係る令和6年度予算が成立することが前提となり、成立した予算の範囲内での契約となることに留意してください。

- (2) 契約保証金

宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条の規定による。

6 事業担当課（問い合わせ及び各種書類の提出先）

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号
宮崎市 福祉部 社会福祉第一課 自立就労支援係（第2庁舎2階）
担当：甲斐（かい）
電 話 0985-21-1775（直通）

ファクス 0985-31-9663

電子メール 10syakai@city.miyazaki.miyazaki.jp

7 応募資格

本事業への応募資格を有する者は次の各号に掲げる全ての要件を満たす宮崎市内に事業所又は営業所等を有する法人又はグループ（以下「法人等」という。）であって、当該事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法人等及び法人等の代表者が宮崎市税及び国税を滞納していないこと。
 - (3) 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止措置期間中にある者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (6) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 法人等の代表者等が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ① 代表者等が暴力団関係者（宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する者。以下同じ。）である場合
 - ② 代表者等が暴力団関係者を使用した場合
 - ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合

※本市と宮崎県警察本部との間で締結した「宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された代表者等の名簿をもとに照会を行い、該当するか否かを確認します。
 - (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に該当する者でないこと。
 - (9) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者でないこと。
- ※1 単独で申請した法人はグループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

- ※2 グループでの応募の場合は、代表構成団体の法人が宮崎市内に事業所又は営業所を有しており、全ての構成団体の法人が、上記各号に掲げる全ての要件を満たしていること。

8 実施要領・仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和5年12月1日(金) ～ 令和5年12月27日(水)

(ただし、窓口交付は開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

(2) 交付場所

前記6の事業担当課

※実施要領・仕様書等は宮崎市ホームページからもダウンロードすることができます。

9 資格審査確認書類（1次審査書類）の提出

(1) 提出書類

本事業に応募される法人等は次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けてください。

①参加申込書 《様式第1号》

②定款、規約又はこれらに準ずる書類

③法人等の概要

④代表者等の氏名・住所等一覧表 《様式第2号》

⑤履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）（発行後3か月以内の原本）

⑥誓約書（兼承諾書） 《様式第3号》

⑦グループ協定書兼委任状《様式第4号》（グループでの応募をする者のみ）

⑧法人等の宮崎市税及び国税の滞納無（未納税額のない）証明書

（納税義務がない場合は提出不要）

(2) 提出期間

令和5年12月1日(金) ～ 令和5年12月27日(水)

(持参の場合は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

(3) 提出場所

前記6の事業担当課

(4) 提出方法

①持参の場合 令和5年12月27日(水)午後5時15分までに持参

②郵送の場合 配達証明付き書留郵便にて令和5年12月27日(水)までに必着

(5) 留意事項

提出期限までに上記(1)の書類を提出しなかった法人等は、企画提案書を提出することができません。

10 実施要領・仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

実施要領・業務委託仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和5年12月1日(金) ～ 令和6年1月5日(金)

② 提出方法

質問書《様式第5号》に記入の上、前記6の事業担当課宛にファクス又は電子メールに添付して提出してください。電子メールの場合、タイトルは「【公募事業質問】〇〇(法人等名)」としてください。(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

(2) 質問に対する回答

本市のホームページに随時掲載し、個別には回答しません。

11 企画提案書(2次審査書類)の提出

前記9のとおり、資格審査確認書を提出された法人等(以下「提案事業者」という。)は、以下のとおり企画提案書を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

企画提案書10部(正本1部・副本9部)

(正本1部には提案事業者名を記載すること。副本9部については、提案事業者名や提案事業者を類推・特定できる部分を消して作成すること。)

(2) 提出期間

令和6年1月17日(水) ～ 令和6年1月26日(金)

(持参の場合は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

(3) 提出場所

前記6の事業担当課

(4) 提出方法

①持参の場合 令和6年1月26日(金)午後5時15分まで

②郵送の場合 配達証明付き書留郵便にて令和6年1月26日(金)までに必着

(5) 企画提案書記載事項

別紙「宮崎市子どもの居場所づくり事業 業務委託仕様書」に基づき、創意工夫ある提案を求めるものとします。

なお、企画提案書は縦A4版・横書きで記載することとします。

記載事項として、以下の①～⑥は必須とします。

①基本的な方針について

- ・事業に関する基本的な方針、提案内容の特徴。
- ・本市(事業担当職員、子ども支援員及び生活保護担当ケースワーカー等)や本市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」、「生活困窮者等就労準備支援事業」、「生活困窮者等家計改善支援事業」及び学校等の関係機関との連携。

②支援の全体像について

- ・支援対象者像を踏まえ、どのようなプロセスでどういった支援を行うか。

③組織体制・運営体制について

- ・本事業の運営体制（指揮系統、責任体制、委託契約や経理事務を担当する体制を含む）及び法人等内のバックアップ体制。
- ・令和3年度～令和5年度において、国・地方公共団体等から受託した類似業務の契約実績、その他独自で取り組んでいる類似業務での実績等。
- ・情報セキュリティ基本方針、支援対象者の個人情報適切に管理する体制及び方法等。

④業務内容について

- ・統括責任者及び学習支援員の資格や実務経験等。
- ・別紙「宮崎市子どもの居場所づくり事業 業務委託仕様書」の6に示す各業務について、対象者像を踏まえた具体的な目標や実施手法等。なお、（1）学習支援・教育支援業務（2）居場所づくり業務については、下記の内容も含めてください。
 - （1）タブレットを活用した学習支援について、具体的な実施方法。
 - （2）様々な背景や特性のある支援対象者一人ひとりに寄り添った、居心地の良い居場所となるための工夫や取り組み方。

⑤以下の事例の場合に、どのような支援を行うかについて

「対象者との信頼関係づくり」、「保護者（世帯）へのアプローチ」、「学習意欲の喚起」、「本人の特性や状況に応じた居場所づくり」などの視点から、想定される具体的な支援方法について記載してください。

なお、子ども支援員の役割については、別紙「子ども自立支援プログラム」を参照。

（事例）

Aさんは、母と妹の3人で暮らす生活保護世帯の中学2年生。Aさんは、小学生高学年の頃から不登校が続いており、日中のほとんどを趣味のゲームをしながら自宅で過ごしている。小学生の妹も不登校状態。

母は、そういった状況に特に危機感はなく、子どもたちに無関心な様子である。そのような中、生活保護の担当ケースワーカーから、本事業の紹介があり、中学2年生の夏から利用を開始。

利用開始後、数回の学習支援を行ったが、不登校の状態だったこともあり学習の遅れがみられた。また学習や進学の見込みが低く、人とのかかわりが苦手な大人数の中でうまく馴染めない様子である。

⑥積算見積書

- ・人件費、諸経費等の積算の内訳・根拠の詳細について。

（6）企画提案書が無効になる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

- ・企画提案書等提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・前記5に示す委託見積の上限額を超える提案
- ・提出期間内に所定の書類を提出しなかった場合

- ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(7) 提出後の辞退

参加申込書を提出した後に、本公募への参加を辞退する場合は、「辞退届」《様式第6号》に提案事業者の事業所の所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名を記載の上、1部提出してください。

(8) その他

- ・企画提案書は、1者につき1案とします。
- ・企画提案に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え、再提出は認めません。
- ・採用された企画提案書等は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づく公開請求があった場合は、同条例の規定に基づき公開又は部分公開（一部非公開）の決定を行います。

12 審査の方法及び選考基準等

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、業者選定のために組織されたメンバーで構成する選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会に出席した委員の過半数によって優先交渉権者を選定します。また、次点交渉権者も併せて選定します。ただし、選定委員の合計得点が273点未満（455点満点）である場合は、優先交渉権者として選定しないものとします。

プレゼンテーションの実施は、令和6年2月7日（水）又は令和6年2月8日（木）を予定していますが、詳細は提案事業者に別途通知します。また、プレゼンテーション時間は質疑応答を含め30分程度（プレゼン20分、質疑応答10分）を予定しており、プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとします。

(2) 選考基準

採点項目		評点
①基本的な方針について	子どもの居場所づくり事業に対する熱意や意欲は十分か。	3点
	事業の目的及び仕様内容を理解した基本方針が策定されているか。	3点
	本市、本市が実施する各事業及び学校等の関係機関との連携について、具体的な方針や取組が示されているか。	3点
②事業の全体像	支援のプロセスは適切かつ現実的なものか。	5点
③組織体制・運営体制	提案事業者が業務実施に必要となる組織体制・運営体制を有しているか。	3点
	提案事業者の類似業務での実績はどの程度あるか。	3点
	情報セキュリティ、個人情報保護への取組は十分か。	3点

④業務内容	仕様書の7(2)②「人員配置」に基づき、支援に適した業務従事者の配置が示されているか。また、適切な学習支援ボランティアの募集体制が示されているか。	5点
	提案事業者の独自性が現れているか。	3点
	支援対象者像を正しく認識し、それを踏まえたものになっているか。	5点
	具体的かつ効果的な取組が示されているか。	5点
	タブレットを活用した支援について、効果的な取組が示されているか。	3点
	支援対象者に寄り添った、居場所づくりの提案がされているか。	5点
⑤具体的事例	本事業のイメージができていないか。	3点
	支援内容については、具体的かつ現実的なものか。	5点
	対象者の状況をよく理解し、対象者の課題に沿った効果的な支援内容になっているか。	5点
⑥積算見積書	業務内容に対して積算内訳が適切であるか。	3点
合計		65点

(3) 審査・選考スケジュール

実施要領等の交付	令和5年12月1日(金) ～ 令和5年12月27日(水)
資格審査確認書(1次審査書類)の提出期限	令和5年12月27日(水)
質問書の提出期限	令和6年1月5日(金)
企画提案書(2次審査書類)の提出期限	令和6年1月26日(金)
プレゼンテーション	令和6年2月7日(水)又は 令和6年2月8日(木) 予定
選考結果通知	令和6年2月14日(水) 予定

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 正当な理由なくプレゼンテーション開始時間までに来庁しなかった場合。
- ② 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合。

13 選考結果通知と契約締結

(1) 選考結果の通知・公表

全ての提案事業者に対して、文書によりお知らせします。また、選考結果通知日の翌営業日以降に、選考結果を本市のホームページに公表します。

(2) 委託契約の締結

- ①委託契約締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）をはじめとする諸規定に基づいて契約書を作成の上、契約を締結します。
- ②契約については、事前に委託内容・委託料等について協議の上、随意契約により締結することとします。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとします。
- ③契約の締結に当たっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務委託の詳細について別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。
- ④委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権は本市に帰属することとします。

14 留意事項

- （1）提出された企画提案書等は、参加資格の確認及び受託候補者の選定以外の目的で、提案事業者に無断で使用することはありません。
- （2）本事業は国の交付金を活用した補助事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があります。
- （3）本事業の取組や成果については、広報紙など宮崎市の各種広報媒体で公開する場合があります。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。